【 京銀カードローンⅡ保証委託約款（京都クレジットサービス保証）の新旧対比表 】

改訂前	改訂後
第４条　（求償権の事前行使）	第４条　（求償権の事前行使）
１．私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第２条による代位弁済前といえども、保証会社から通知・催告等がなくても当然に保証会社に対し本当座貸越取引の貸越極度額相当額について予め求償債務を負い、直ちに異議なく弁済します。	１．同左
（１）本当座貸越取引による債務の弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。	（１）同左
（２）破産手続の開始・民事再生手続の開始、その他裁判上の倒産処理手続開始の申立があったとき。	（２）同左
（３）私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。	（３）同左
２．私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、第２条による代位弁済前といえども、保証会社の請求により本当座貸越取引の貸越極度額相当額について予め求償債務を負い、直ちに異議なく弁済します。	２．同左
（１）私が保証会社に対する債務の一部でも履行を遅延したとき。	（１）同左
（２）租税公課を延納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。	（２）同左
（３）私が支払いを停止したとき。	（３）同左
（４）私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	（４）同左
（５）私が本保証委託約款に違反したとき。	（５）同左
（６）第６条第１項に基づく表明に虚偽が判明したとき、私が同条第１項で定める暴力団員等もしくは同条第１項各号のいずれかに該当したとき、もしくは、私が同条第２項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。	（６）同左
（７）前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。	（７）同左
３．保証会社が前二項により求償権を行使する場合には、私は民法第４６１条に基づく抗弁権を主張しません。	＜削除＞
＜以下、省略＞	＜以下、省略＞

（2022 年 8 月 1 日現在）

京都銀行